

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月12日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyokei/mynumber_dokuji01.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の8の項 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第1条	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和50年3月青森県条例第1号) 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	この条例は、働きながら高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する者に対し、修学奨励金を貸与することにより、これらの者の当該定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進し、教育の機会均等の保障を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和50年3月青森県条例第1号) 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則